

A社：神戸市灘区所在 免許更新回数（1）

《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》

対象広告：インターネット広告（DOOR賃貸）

#### 賃貸住宅2物件

##### ■ おとり広告

◎ 平成29年9月21日時点の広告について、その前日を情報更新日として、8階部分の住戸を取引できるかのように表示

⇒ 8階部分は801号室と802号室の2室が存在するが、801号室は平成29年6月に契約済みであり、また、802号室は平成29年6月以前より入居中であって、取引不可であった。

なお、当物件について、A社は少なくとも平成29年8月10日及び同年9月20日に情報更新を行い、広告していたものである。

##### ■ 取引内容の不当表示

◎ 専有面積について、実際よりも広く表示。（2件）

◎ 鍵交換費用を必要とする旨及びその額不記載。（2件）

##### ■ 表示基準違反

◎ 「取引形態 一般」 ⇒ 媒介（仲介）の文言不記載。（2件）

B社：大阪府茨木市所在 免許更新回数（2）

《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》

対象広告：インターネット広告

（LIFULL HOME'S・マイナビ賃貸）

#### 賃貸住宅5物件

##### ■ おとり広告

◎ 平成29年7月25日時点の広告について、同年7月2日を情報登録日とし、取引できるかのように表示していたが、当該物件は同年6月18日に申し込み済みで取引不可であった。

◎ 平成29年5月4日に情報登録後、同年5月27日に契約済みとなったにもかかわらず、これを削除せずに同年7月25日まで広告していた。

◎ 平成29年6月7日に情報登録後、同年6月29日に契約済みとなったにもかかわらず、これを削除せずに同年7月28日まで広告していた。

◎ 平成29年6月7日に情報登録後、同年6月30日に契約済みとなったにもかかわらず、これを削除せずに同年7月28日まで広告していた。

##### ■ 取引内容の不当表示

◎ 「所在階/階数 3階/3階建」 ⇒ 所在階は2階。